宍粟市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和６年２月８日

宍粟市長　福　元　晶　三

宍粟市規則第２号

宍粟市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則

宍粟市学校給食費条例施行規則（令和３年宍粟市規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

<table>
<tr><th>改　正　前</th><th>改　正　後</th></tr>
<tr><td>
（学校給食費の額）
第５条　条例第３条第１号の規則で定める額は、次表に掲げるとおりとする。
<table>
<tr><th rowspan="2">校種</th><th colspan="2">給食１食当たりの額</th><th colspan="2">月額</th></tr>
<tr><th>牛乳あり</th><th>牛乳なし</th><th>牛乳あり</th><th>牛乳なし</th></tr>
<tr><td>小学校（児童及び職員）</td><td>220円</td><td>168円</td><td>3,800円</td><td>2,900円</td></tr>
<tr><td>中学校（生徒及び職員）</td><td>240円</td><td>188円</td><td>4,100円</td><td>3,200円</td></tr>
</table>
２　条例第３条第２号の規則で定める額は、次に掲げるとおりとする。
［（１）・（２）　略］
［３　略］
（千種高校の生徒の保護者等に対する給食費の徴収）
第12条　千種高校の生徒の保護者等に対する給食費の徴収については、前条までの規定の例による。ただし、第５条第１項に規定する条例第３条第１項の規則で定める額は、次表に掲げるとおりとする。
<table>
<tr><th rowspan="2">校種</th><th colspan="2">給食１食当たりの額</th><th colspan="2">月額</th></tr>
<tr><th>牛乳あり</th><th>牛乳なし</th><th>牛乳あり</th><th>牛乳なし</th></tr>
<tr><td>千種高校（生徒及び職員）</td><td>290円</td><td>230円</td><td>4,800円</td><td>3,800円</td></tr>
</table>
</td><td>
（学校給食費の額）
第５条　条例第３条第１項の規則で定める額は、次表に掲げるとおりとする。
<table>
<tr><th rowspan="2">校種</th><th colspan="2">給食１食当たりの額</th><th colspan="2">月額</th></tr>
<tr><th>牛乳あり</th><th>牛乳なし</th><th>牛乳あり</th><th>牛乳なし</th></tr>
<tr><td>小学校（児童及び職員）</td><td>250円</td><td>190円</td><td>4,200円</td><td>3,200円</td></tr>
<tr><td>中学校（生徒及び職員）</td><td>300円</td><td>240円</td><td>5,100円</td><td>4,000円</td></tr>
</table>
２　条例第３条第２項の規則で定める額は、次に掲げるとおりとする。
［（１）・（２）　略］
［３　略］
（千種高校の生徒の保護者等に対する給食費の徴収）
第12条　千種高校の生徒の保護者等に対する給食費の徴収については、前条までの規定の例による。ただし、第５条第１項に規定する条例第３条第１項の規則で定める額は、次表に掲げるとおりとする。
<table>
<tr><th rowspan="2">校種</th><th colspan="2">給食１食当たりの額</th><th colspan="2">月額</th></tr>
<tr><th>牛乳あり</th><th>牛乳なし</th><th>牛乳あり</th><th>牛乳なし</th></tr>
<tr><td>千種高校（生徒及び職員）</td><td>345円</td><td>280円</td><td>5,700円</td><td>4,600円</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

改　正　前	改　正　後
附　則 ［１・２　略］ ［追加］ ［追加］	附　則 ［１・２　略］ （学校給食費等の特例） ３　令和６年４月１日から令和７年３月31日までの間に学校給食の提供を受ける児童又は生徒の保護者等から徴収する学校給食費に係る第５条第１項の規定の適用については、同項の表中「250円」とあるのは「220円」と、「190円」とあるのは「168円」と、「4,200円」とあるのは「3,800円」と、「3,200円」とあるのは「2,900円」と、「300円」とあるのは「240円」と、「240円」とあるのは「188円」と、「5,100円」とあるのは「4,100円」と、「4,000円」とあるのは「3,200円」とする。 ４　令和６年４月１日から令和７年３月31日までの間に給食の提供を受ける千種高校の生徒の保護者等から徴収する給食費に係る第12条の規定の適用については、同条の表中「345円」とあるのは「305円」と、「280円」とあるのは「240円」と、「5,700円」とあるのは「5,100円」と、「4,600円」とあるのは「4,000円」とする。
備考　この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の宍粟市学校給食費条例施行規則第５条第１項の規定は、この規則の施行の日以後の学校給食の提供に係る学校給食費について適用し、同日前の学校給食の提供に係る学校給食費については、なお従前の例による。

３　この規則による改正後の宍粟市学校給食費条例施行規則第12条の規定は、この規則の施行の日以後の給食の提供に係る給食費について適用し、同日前の給食の提供に係る給食費については、なお従前の例による。